

「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」の改正について

令和3年改正個人情報保護法の施行等を受けて、「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」（平成22年2月23日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）の一部を改正する。

（改正のポイント）

- ・自治体における個人情報の取扱いについて、法律上に共通ルールが設けられたこと等に伴う記述の整理（現指針では、事実上、本人同意（第三者提供時）が必須とされている点の緩和など）。
- ・協議会の構成機関間における個人情報の共有について、本人同意が不要とされる場合（※）を例示。

※以下の3要件のすべてにあてはまる場合を、個人情報法の本人同意に係る例外規定（第27条第1項第1号「法令に基づく場合」）に該当するものと整理。

- ①本人が支援を求めることができない、同意が得られないことに相当の理由があること。（精神的な疾患や薬物依存等の疑い、ひきこもり等で判断能力の有無の判断が困難、親の養育能力・意思が不十分とみられるなど）
- ②生命・身体・財産の危険が見込まれる、又は児童の健全育成に必要であること。（必要な介護や福祉、医療サービスの拒否、自殺念慮や自傷・他害、住居を失っている、いじめ・不登校、ヤングケアラーなど）
- ③協議会の構成機関等の中で情報共有する必要があること。（単独の機関では危険等に対処できない、情報と突合する必要があるなど）

◎参照条文

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（略）